明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（六一）　七
○航空法等の一部を改正する法律（六二）　四
○電波法及び放送法の一部を改正する法律（六三）　四

〔政　令〕
○地方自治法施行令の一部を改正する政令（二一一）　五
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一二）　五

〔府令・省令〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産九）　六

〔省　令〕
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務四一）　六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働九三）　六
○検疫法施行規則の一部を改正する省令（同九四）　六
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四一）　六
○航空法関係手数料規則の一部を改正する省令（国土交通四九）　六

〔告　示〕
○職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年雇用対策基本方針の一部を改正する告示（厚生労働一九八）　一〇八
○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件（農林水産九七〇）　一一七
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正した件（経済産業一三二）　一二〇
○航空運送事業基盤強化方針の一部を改正する告示（国土交通六二二）　一二〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一二四
裁判所
破産、免責、再生関係　一二四
特殊法人等
独立行政法人統計センター、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分・公示送達、独立行政法人国立美術館随意契約事前確認公募関係　一二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一二五
会社その他
会社決算公告　一二六

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（法律第六一号）（金融庁）

一　資金決済に関する法律の一部改正関係

1　電子決済手段等取引業に係る制度整備

(一)　定義

「電子決済手段」、「電子決済手段等取引業」等、所要の定義を定めることとした。（第二条関係）

(二)　登録制の導入

(1)　電子決済手段等取引業（電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換等を業として行うことをいう。）は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならないこととした。（第六二条の三関係）

(2)　電子決済手段等取引業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとした。（第六二条の四～第六二条の七関係）

(3)　電子決済手段の発行者は、一定の要件を満たす場合には、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行うことができる旨の特例を設けることとした。（第六二条の八関係）

(4)　電子決済手段等取引業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済手段等取引業を行わせてはならないこととした。（第六二条の九関係）

(三)　業務に関する規定の整備

(1)　電子決済手段等取引業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六二条の一〇関係）

(2)　電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託をした場合には、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六二条の一一関係）